

# ほじょ<sup>けん</sup>犬

ほじょ犬は、目や耳や手足に障害のある方の生活をお手伝いする「盲導犬」「聴導犬」「介助犬」のことです。



## 盲導犬

目のみえない人、見えにくい人が街なかを安全に歩けるように、段差や曲がり角などを教えます。ハーネス（胴輪）をつけています。



## 聴導犬

耳が聞こえない人、聞こえにくい人に、生活の中の必要な音を知らせます。玄関のチャイム音、ファックスの着信音などを聞き分けます。



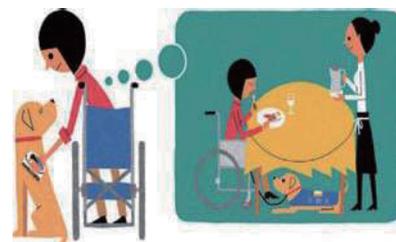
## 介助犬

手や足に障がいがある人の日常生活動作をサポートします。落としたものを拾ったり、ドアを開けたり、スイッチを押したりします。

ほじょ犬の同伴については、「身体障害者補助犬法」で、人が立ち入ることのできるさまざまな場所※で受け入れるよう義務づけられています。「犬だから」という理由だけで受け入れを拒否しないでください。 ※国や地方公共団体などの公共施設、公共交通機関、不特定多数の人が利用する民間商業施設、飲食店、病院、ホテルなど



- ① 身体障害者補助犬法に基づき認定された犬で、特別な訓練を受けています。障害のある方のパートナーであり、ペットではありません。
- ② ほじょ犬のユーザーは、責任をもってほじょ犬の行動を管理し、ほじょ犬の体を清潔に保ち、健康に気を配っています。
- ③ ほじょ犬ユーザーがハーネスや表示をつけたほじょ犬を同伴している時、ほじょ犬は「仕事」中です。仕事中は話しかけたり、勝手に触ったりしてはいけません。また、食べ物や水を与えてはいけません。
- ④ 病院においては、ほじょ犬同伴可能な区域のほか、犬へのアレルギー症状や犬に対して恐怖心のある他の来院患者がいる場合などは、別の部屋で待機していただくことがあるといった受け入れ方法の案内をして、ほじょ犬ユーザーへ情報提供しておくことが求められています。
- ⑤ 厚生労働省は、冊子「身体障害者補助犬ユーザーの受け入れを円滑にするために～医療機関に考慮していただきたいこと～」を作成し、各医療機関の実情に応じてほじょ犬の受け入れを進めています。



# 障害者福祉のあらし 2024年度版

## 本冊子の使い方

本冊子は、神戸市内にお住まいの障害のある人やその家族が利用できる保健・福祉サービスの概要と問い合わせ先を紹介したものです。

各項目の対象者や申し込み方法などについては、障害の程度や所得により対象者に制限がある場合や介護保険が優先する場合、また、事前の申し込みが必要な場合があります。詳しくは事前に窓口へ問い合わせてください。

この冊子は、2024年4月1日現在の情報を掲載しています。

掲載内容の変更や、受付終了の場合があります。事前にそれぞれの窓口でご確認のうえサービスをご利用ください。

※表紙の絵：2023年度「障害者週間のポスター」に選ばれた作品です。

《左》 木原 幹人さん〔神戸市立太山寺中学校3年生（当時）〕

《右》 米澤 佑希さん〔神戸市立南五葉小学校2年生（当時）〕

神戸市ホームページ

<http://www.city.kobe.lg.jp/a97737/shise/index.html>

もあわせてご覧ください。





日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）	40
訪問理美容サービス	40
重度身体障害者訪問入浴サービス	40
電話リレーサービス	40
ひまわり収集	40
水道料金等の点字または音声コード付き文書でのお知らせ	40

● **安全**

安心カード	41
安心シート	41
緊急通報システム「ケアライン119」	41
ひょうご防災ネット	42
神戸市NET119番通報システム	42
聴覚障がい者等FAX119	43
おくる電（でん）（神戸市病院送迎紹介コールセンター）	43
災害への備え	43
福祉避難所	43

● **介護保険**

介護保険によるサービスの利用	44～45
----------------	-------

● **住宅**

市営住宅・県営住宅	46
グループホーム	46
グループホーム利用者家賃負担軽減事業	46
すまいに関する相談	47
住宅改修助成制度	48

⑦ **税金の減免・公共料金の割引等**

● **税金**

所得税/住民税/相続税	49～50
個人事業税/自動車税等	51～52

● **公共料金**

公共料金の割引等	52
市立駐車場・市立駐輪場・主な公共施設	52～53
NHK放送受信料の減免	53
NTT電話番号案内料無料措置（ふれあい担当）	53
携帯電話等使用料等の割引サービス	54
郵便物の割引制度	54

● **交通費**

市バス・市営地下鉄	55
ポートライナー・六甲ライナー	55
JR・私鉄各社	55
タクシー	55
民営バス	55
六甲ケーブル	56
六甲有馬・摩耶ロープウェイ・摩耶ケーブル	56
須磨浦ロープウェイ	56
フェリー・定期航路など	56
神戸-関空ベイ・シャトル	56
航空運賃（国内）	56
有料道路通行料	56

⑧ **社会活動への参加**

● **交通機関の利用支援**

福祉乗車証の交付	57
タクシー利用券助成	57
自動車燃料費助成	57
リフト付福祉バスの利用	57
自動車改造費助成	58
駐車禁止除外指定車標章の交付	58
専用場所駐車標章（高齢運転者等標章）の交付	59
自動車運転免許取得費補助	59
兵庫ゆずりあい駐車場	59
ノンステップバス・ワンステップバスの運行	59
スルッとKANSAI特別割引用ICカード	59

ヘルプマーク、ヘルプカード	60
---------------	----

● **就 労**

職業紹介・職業相談	61
就労支援	61～62

● **スポーツ**

スポーツ施設	62
神戸市障害者スポーツ大会等	62
障害者スポーツ教室	63

● **文化活動**

点字図書館等	64
点字出版物の発行	64
点字図書給付	64
視覚障害者用音声パソコン等の利用	64
デイジー図書再生機の貸出	64
対面朗読サービス	65
字幕入りビデオライブラリー	65
図書の郵送貸出サービス	65
神戸市電子図書館	65
会議室等の利用	65
各種講座など	66

● **その他**

選挙（郵便等による不在者投票）	66
市会（傍聴・点字版「神戸市会だより」等）	67
公共交通機関バリアフリートイレ	67

⑨ **公共施設等一覧**

新長田合同庁舎・出張所・保健所	68
消防署等	68～69
労働行政関係機関	70
税務署	70～71
警察署等	71
県税事務所	71
日本年金機構 年金事務所	71
日本郵便株式会社	72
鉄道駅舎	72
家庭ごみの収集	72
水道に関するお問い合わせ	72
主な公共施設等	73
駐車場	74～75
駐車場（公園）	76
ボランティア情報センター	77
福祉の店	77
しあわせの村内施設	78
神戸市総合コールセンター	78
発達障害者相談窓口	79
しごとサポート	80
神戸市立市民福祉スポーツセンター	81
身体障害者相談員名簿	82～83
知的障害者相談員名簿	84

⑩ **障害者に関するマーク** 85～87

■ **参考**

障害者総合支援法の対象疾病一覧	88～89
身体障害者障害程度等級表	90～91
さくいん	92～95
神戸ふれあい工房のご案内	96
障害を理由とする差別に関する相談窓口	97
障害者相談支援センターのあんない	98～99

●…おおむね18歳未満の人やその家族も対象となる事業

# 障害程度別施策一覧

対象年齢（児：18歳未満、者：18歳以上） ●は対象 ▲は一部の対象 ※は備考参照

事業名	療育			訓練								手帳の交付			保健	医療				
	総合療育センター	東部療育センター	西部療育センター	乳幼児親子教室事業	感覚運動指導事業	障害者療育指導	中途失明者日常生活訓練	視覚障害者生活訓練事業	音声機能障害者発声訓練	促進事業	オストメイト社会参加	機能訓練	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	小児慢性特定疾病児童手帳	保健師による療養相談	更生医療	育成医療	精神通院医療
ページ	13	13	13	14	14	14	14	14	14	14	14	15	15	15	15	16	16	16	16	16
視覚障害	1	●		●			●	●			●	●				●	●	●		
	2	●		●			●	●			●	●				●	●	●		
	3	●		●			●	●			●	●				●	●	●		
	4	●		●			●	●			●	●				●	●	●		
	5	●		●			●	●			●	●				●	●	●		
	6	●		●			●	●			●	●				●	●	●		
聴覚または平衡機能障害	2	●		●							●	●				●	●	●		
	3	●		●							●	●				●	●	●		
	4	●		●							●	●				●	●	●		
	5	●		●							●	●				●	●	●		
	6	●		●							●	●				●	●	●		
	音声機能障害	3	●		●					●		●	●				●	●	●	
4		●		●					●		●	●				●	●	●		
肢体不自由	1	●	●	●	●	●					●	●				●	●	●		
	2	●	●	●	●	●					●	●				●	●	●		
	3	●	●	●	●	●					●	●				●	●	●		
	4	●	●	●	●	●					●	●				●	●	●		
	5	●	●	●	●	●					●	●				●	●	●		
	6	●	●	●	●	●					●	●				●	▲	●		
内部障害	1			●						▲	●	●				●	▲	●		
	2			●							●	●				●	▲	●		
	3			●						▲	●	●				●	▲	●		
	4			●						▲	●	●				●	▲	●		
療育手帳	A	●	●	●	●	●							●			●				
	B1	●	●	●	●	●							●			●				
	B2	●	●	●	●	●							●			●				
精神障害	1	●	●	●											●	●			●	
	2	●	●	●											●	●			●	
	3	●	●	●											●	●			●	
難病	●											▲			▲	●				
所得制限の有無																	有	有	有	有
対象年齢	児	児	児	児	児	者						※			※		者	児		
（備考の說明）	手帳要件無	手帳要件無	手帳要件無	手帳要件無	手帳要件無			手帳要件無				おおむね3歳以上			20歳未満			手帳要件無	手帳要件無	手帳要件無
介護保険が優先する制度																				

(障害程度以外に所得や年齢の要件、他の施策との調整などの要件がある場合があります。各窓口に問合せをしてください。)

事業名	医療						手当					年金			貸付	福祉器具				
	重度障害者医療費助成	高齢重度障害者医療費助成	後期高齢者医療制度	特定医療費(指定難病)公費負担・特定疾患治療研究事業	小児慢性特定疾病医療費助成事業	在宅人工呼吸器使用患者非常用電源整備事業	特別児童扶養手当	障害児福祉手当	特別障害者手当	重度心身障害者介護手当	障害者特別給付金	児童扶養手当	国民年金(障害基礎年金)	厚生年金(共済年金)	特別障害給付金	心身障害者扶養共済制度	生活福祉資金の貸付	補装具費の支給(購入・修理・借受け)	日常生活用具費の支給・給付	
ページ	17	17	17	18	18	18	19	19	19	19	19	20	20	21	21	21	22	27	27~31	
視覚障害	1	●	●	●			▲	●	▲	▲	▲	▲	●		●	●	▲	●	●	
	2	●	●	●			▲	▲	▲	▲	▲	●			●	●	▲	●	●	
	3	▲	▲	●			▲		▲		▲	▲			▲	●	▲	●	●	
	4											▲					▲	●	●	
	5											▲					▲	●	●	
	6											▲					▲	●	●	
聴覚または平衡機能障害	2	●	●	●			●	▲	▲	▲	▲	●			●	●	▲	●	●	
	3	▲	▲	●			●		▲		▲	●			●	●	▲	●	●	
	4										▲						▲	●	●	
	5										▲		▲		▲		▲	●	●	
	6										▲		▲		▲		▲	●	●	
	音声機能障害	3	▲	▲	●			●		▲		▲	●			●	●	▲	▲	●
4			▲								▲	●			●		▲		●	
肢体不自由	1	●	●	●			●	●	▲	▲	▲	●			●	●	▲	●	●	
	2	●	●	●			●	▲	▲	▲	▲	●			●	●	▲	●	●	
	3	▲	▲	●			●		▲		▲	▲			▲	●	▲	●	●	
	4			▲			▲				▲	▲			▲		▲	●	●	
	5										▲						▲	●	●	
	6										▲						▲	●	●	
内部障害	1	●	●	●			▲	●	▲	▲	▲	▲			▲	●	▲	▲	●	
	2	●	●	●					▲	▲	▲	▲			▲	●	▲		●	
	3	●	●	●			▲		▲		▲	▲			▲	●	▲	▲	●	
	4										▲						▲	▲	●	
療育手帳	A	●	●	●			●	▲	▲	▲	▲	●			●	●	▲		●	
	B1	▲	▲				▲		▲		▲	▲			▲	●	▲		▲	
	B2						▲		▲		▲	▲			▲	●	▲		▲	
精神障害	1	●	●	●			▲	▲	▲		▲	▲			●	▲	▲			
	2			●			▲	▲	▲		▲	▲			▲	▲	▲			
	3										▲					▲	▲			
難病				▲	▲		▲	▲	▲							▲		▲	●	
所得制限の有無	有	有		有			有	有	有	有		有	※		※			※	※	
対象年齢	※	※	※		※		※	※	※	※	※		※		※	※				
(※の説明)考	74歳以下	医療被保険者	65歳以上の後期高齢者申請し認定を受けた人	65歳以上で一定の障害があり一部自己負担あり	申請時18歳未満	一部自己負担あり	20歳未満	20歳未満	20歳以上	申請時65歳未満	20歳以上	診断書等必要	該当ページ参照			該当ページ参照	児・者の保護者加入時65歳未満		一部自己負担あり	一部自己負担あり
介護保険が優先する制度																			●	●

# 障害程度別施策一覧

対象年齢（児：18歳未満、者：18歳以上） ●は対象 ▲は一部の人対象 ※は備考参照

事業名	提供・貸与など		施設利用	日常生活の支援など							安 全					住 宅			税金	
	補助犬の貸与	補助犬の健康管理費支給	施設利用サービス	ホームヘルパー派遣	ガイドヘルパー派遣	地域生活への移行に対する支援等	派遣	手話通訳者・要約筆記者の派遣	盲ろう者向け通訳・介助員の派遣	失語症者向け意思疎通支援者の派遣	サービス	重度身体障害者訪問入浴	安心カード・安心シート	ケアラインー9	神戸市NETー9番通報システム	聴覚障がい者等FAX119	おくる電（でん）	市営住宅	グループホーム利用者 家賃負担軽減事業	住宅改修助成制度
ページ	33	33	34~36	37	38	39	39	39	39	40	41	41	42	43	43	46	46	48	49~52	
視覚障害	1	●	▲	※	※	※		※			●					●	※		●	※
	2	●	▲	※	※	※		※			●					●	※		●	※
	3			※	※	※		※			●					●	※		●	※
	4			※	※	※		※			●					●	※		●	※
	5			※	※	※		※			●					●			●	※
	6			※	※	※		※			●					●			●	※
聴覚または平衡機能障害	2	●	▲	※	※	※	●	※			●		●	●			※		●	※
	3			※	※	※	●	※			●		●	●			※		●	※
	4			※	※	※	●	※			●		●	●			※		●	※
	5			※	※	※		※			●		●	●					●	※
	6			※	※	※	●	※			●		●	●					●	※
	音声機能障害	3		※	※	※				※		●		●	●			※		●
4			※	※	※				※		●		●	●			※		●	※
肢体不自由	1	●	▲	※	※	※	※				●	※				●	※		●	※
	2	●	▲	※	※	※	※				●	※				●	※		●	※
	3			※	※	※					●	※				●	※		●	※
	4			※	※	※					●	※				●	※		●	※
	5			※	※	※					●	※				●			●	※
	6			※	※	※					●	※				●			●	※
内部障害	1			※	※	※					●					●	※		●	※
	2			※	※	※					●					●	※		●	※
	3			※	※	※					●					●	※		●	※
	4			※	※	※					●					●	※		●	※
療育手帳	A			※	※	※	※				●					●	※			※
	B1			※	※	※	※				●					●	※			※
	B2			※	※	※	※				●					●	※			※
精神障害	1			※	※	※	※				●					●	※			※
	2			※	※	※	※				●					●	※			※
	3			※	※	※	※				●					●	※			※
難病			※	※	※	※	※				●					●	※			※
所得制限の有無		有	※	※	※					※							有	有	有	※
対象年齢	者	者	※	※	※						者									※
（備考の説明）			該当ページ参照	該当ページ参照	該当ページ参照	該当ページ参照			「視覚障害」「聴覚障害」の両方の記載があること	該当ページ参照	一部自己負担あり						該当ページ参照	グループホーム利用者		該当ページ参照
介護保険が優先する制度			●	●	●						●									

(障害程度以外に所得や年齢の要件、他の施策との調整などの要件がある場合があります。各窓口に問合せをしてください。)

事業名	公共料金の割引等					交通費の割引							交通機関の利用支援					就労	その他	
	市立駐車場(本人)	市立駐車場(介護者)	NHK放送受信料	措置(ふれあい担当)	NTT電話番号案内無料	携帯電話等使用料割引サービス	市バス・地下鉄	ポータルライナー・六甲ライナー	JR・私鉄	タクシー	民営バス・ケーブル・ロープウェイ・フェリー・ベイ・シャトルなど	国内航空運賃	有料道路通行料	福祉乗車証の交付	タクシー利用券助成	自動車燃料費助成	自動車改造費助成	駐車禁止除外指定車標章の交付	自動車運転免許取得費補助	職業紹介・職業相談等
ページ	52	52	53	53	54	55	55	55	55	55~56	56	56	57	57	57	58	58	59	61	66
視覚障害	1		●	▲	●	●	●	●	●	●	※	□	●	●	●		●		※	
	2		●	▲	●	●	●	●	●	●	※	□	●	●	●		●		※	
	3		●	▲	●	●	●	●	●	●	※	□	●				●		※	
	4		▲	▲	●	●	●	●	●	●	※	▲	●				●		※	
	5			▲	●	●	●	●	●	●	※	●							※	
	6			▲	●	●	●	●	●	●	※	●							※	
聴覚または平衡機能障害	2	●	●	▲		●	●	●	●	●	※	□	●				▲	●	※	
	3	●	▲	▲		●	●	●	●	●	※	▲	●				▲	●	※	
	4	●		▲		●	●	●	●	●	※	●	●					●	※	
	5			▲		●	●	●	●	●	※	●						●	※	
	6			▲		●	●	●	●	●	※	●						●	※	
	音声機能障害	3	●	▲		●	●	●	●	●	●	※	●	●					●	※
4	●		▲		●	●	●	●	●	●	※	●	●					●	※	
肢体不自由	1	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	※	□	●	▲	▲	●	▲	●	※	▲
	2	●	▲	▲	●	●	●	●	●	●	※	▲	●	▲	▲	●	▲	●	※	▲
	3	●	▲	▲	(下肢は除く)	●	●	●	●	●	※	▲	●				▲	●	※	
	4	●		▲		●	●	●	●	●	※	●	●					●	※	
	5			▲		●	●	●	●	●	※	●						●	※	
	6			▲		●	●	●	●	●	※	●						●	※	
内部障害	1	●	●	▲		●	●	●	●	●	※	□	●	●	●		●	●	※	▲
	2	●	●	▲		●	●	●	●	●	※	□	●	●	●		●	●	※	▲
	3	●	●	▲		●	●	●	●	●	※	□	●				●	●	※	▲
	4	●	▲	▲		●	●	●	●	●	※	▲	●				▲	●	※	
療育手帳	A		●	▲	●	●	●	●	●	●	※	※	●	●	●		●		※	
	B1			▲	●	●	●	●	●	●	※		●						※	
	B2			▲	●	●	●	●	●	●	※		●						※	
精神障害	1		●	▲	●	●			※	※	※		●	●	●		●		※	
	2			▲	●	●			※	※	※		●						※	
	3			▲	●	●			※	※	※		●						※	
難病				●														※		
所得制限の有無			有													有				
対象年齢																	者	者	者	
(※の説明)考			▲等級・世帯主・世帯所得により半額・全額あり			介護者は一部除外		介護者は一部除外	※会社により異なる	※会社により異なる	※会社により異なる	※会社により異なる	□本人または介護者運転 ●本人運転のみ ▲一部本人運転のみ ※介護者運転のみ						該当ページ参照	
介護保険が優先する制度																				